

最低制限価格の算定方法が変わります。

五條市建設工事等の品質確保のため、令和6年7月1日以降に公告及び指名通知を行う業務委託について、最低制限価格の算出方法を下記のとおり変更します。

現行

改正後

1. 測量業務

諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

→ 10 分の 5.0 を乗じて得た額

2. 土木関係の建設コンサルタント業務

一般管理費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

→ 10 分の 5.0 を乗じて得た額

3. 地質調査業務

諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

→ 10 分の 5.0 を乗じて得た額

4. 補償関係コンサルタント業務

一般管理費の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額

→ 10 分の 5.0 を乗じて得た額

◎改正前

【範 囲】 (測 量 業 務) 予定価格の 6.0/10 ～ 8.2/10
 (建築コンサルタント業務) 予定価格の 6.0/10 ～ 8.0/10
 (土木コンサルタント業務) 予定価格の 6.0/10 ～ 8.0/10
 (地 質 調 査 業 務) 予定価格の 2/3 ～ 8.5/10
 (補償コンサルタント業務) 予定価格の 6.0/10 ～ 8.0/10

◎改正後

【範 囲】 (測 量 業 務) 予定価格の 6.0/10 ～ 8.2/10
 (建築コンサルタント業務) 予定価格の 6.0/10 ～ 8.0/10
(土木コンサルタント業務) 予定価格の 6.0/10 ～ 8.1/10
 (地 質 調 査 業 務) 予定価格の 2/3 ～ 8.5/10
(補償コンサルタント業務) 予定価格の 6.0/10 ～ 8.1/10

【計算式】

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の <u>5.0</u> を乗じて得た額	—
建築コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の <u>5.0</u> を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の <u>5.0</u> を乗じて得た額
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の <u>5.0</u> を乗じて得た額

上記①～④(各項目で千円未満切り捨て)の合計額×最低制限価格算出割合 (98.0%～99.9%)

ただし測量業務にあっては、上記の計算式で算出した額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とします。

建築コンサルタント業務について、上記の計算式で算出した額が、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とします。

土木コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務について、上記の計算式で算出した額が、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とします。

また、地質調査業務について、上記の計算式で算出した額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とします。

※最低制限価格を下回った場合は、失格となります。

※最低制限価格を聞き出そうとする等の行為に対して、入札参加停止等の措置を行うことがあります。

五條市 市長公室 契約検査課